

福岡県医師会二次救命処置研修認定制度要綱

(趣旨)

第1条 福岡県医師会は、救急患者の救命率及び社会復帰の向上に資するためまた、本会二次救命処置研修を医師会館から各地域の会場へ変更し、広く参加者の利便性の向上を図るため、会員医師等が参加する県内対象医療機関開催の日本救急医学会 I C L S コース認定研修(以下、研修)を福岡県医師会二次救命処置研修に認定し、報償費等(別表1)を予算の範囲内で支払うものとする。

(対象医療機関)

第2条 申請対象医療機関は、県内に所在する病院のうち、以下の指定を受けたものとする。

- (1) 救急病院
- (2) 地域医療支援病院
- (3) 災害拠点病院
- (4) 救命救急センター

(対象研修)

第3条 認定対象の研修は、日本救急医学会認定の I C L S コースに認定された、または、認定予定のもので、本会会員医師及び会員医療機関所属の医療従事者の参加受入を前提に開催するものとする。

(認定申請)

第4条 対象医療機関は、この認定を申請しようとするときは、様式第1号による申請書を福岡県医師会が定める日までに提出しなければならない。なお、令和7年度以降の認定申請は、4月頃(以下、「前期」)・8月頃(以下、「後期」)の2期で受付を行う。

(決定)

第5条 福岡県医師会は、申請を受けた医療機関の地域性・受入可能人数、又は本事業予算等を勘案し認定の可否を決定し、決定後速やかに申請医療機関に対し認定の決定又は見送りを通知する。なお、申請医療機関が多く認定に至らなかった場合、「交付額がない場合の認定の可否(H P 掲載のみ)」に承諾した医療機関を特例認定する。

(開催案内)

第6条 認定研修については、当該医療機関が行う案内に加え、福岡県医師会はH P に日程、申込方法、受付期間等を掲載するとともに、各医師会を通じて開催を案内する。なお、申込の受付・受講決定連絡等は研修実施医療機関において行う。

(交付額)

第7条 認定研修主催の医療機関には、次により算出された額を報償費等として交付する。

- (1) 認定研修1回あたり3万円を交付する。
- (2) 自院以外の参加者のうち、別表2に定めるものの人数に応じ、同表単価をかけた金額を追加交付する。
- (3) ただし、研修1回あたり6万円を上限とする。
- (4) 金額の算出にあたっては医師の参加を優先し計上する。
- (5) 特例認定の場合はこの限りでない。

(実績報告)

第8条 認定の決定(特例認定含む)を受けた医療機関は、研修会開催後、様式第2号による実績報告書を1か月以内に福岡県医師会に提出しなければならない。福岡県医師会は実績報告により直ちに日医へ「日本医師会二次救命処置研修」の認定の申請等を行い、日本医師会が発行する同研修の修了証受領後、直ちに認定研修参加医師へ直接送付する。

(交付額の確定)

第9条 福岡県医師会は、前条の規定により認定研修主催の医療機関より実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該実績報告書に基づいて、第7条に規定する算定方法で算定した額により、交付額を確定するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は福岡県医師会で別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

別表 1

報償費等
報酬、給料、職員手当等、共催費、賃金、報償費、旅費、需用費、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

別表 2

職 種	単 価
会 員 医 師	1 万円
会員医療機関所属の医療従事者（医師を除く）	5 千円